

後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人(市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。

※一定の障がいがある人の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。

※生活保護を受けている人および外国人の人で在留期間が3ヶ月未満である人などは対象になりません。

令和3年度の保険料率

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。
- ・令和3年度は、均等割額は50,600円に、所得割額は9.95%になります。
- ・保険料の上限額は64万円になります。

保険料額 (年額) ※上限:年額64万円	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 50,600円	+	所得割額 (総所得金額等-33万円 (基礎控除)) × 所得割率 9.95%
-----------------------------------	---	--	---	--

保険料の軽減内容について

所得に応じて軽減に

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額の合計額が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

➡ 保険料の均等割額を **7割軽減**

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

➡ 保険料の均等割額を **7.75割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「**28万5千円** × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

➡ 保険料の均等割額を **5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「**52万円** × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

➡ 保険料の均等割額を **2割軽減**

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

新型コロナワクチンの接種券(クーポン券)の郵送時期が遅れています

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備について、国からの指示のもと町では準備を進めています。接種体制が整い次第、接種券(クーポン券)を郵送する予定です。3月中旬時点では、発送時期は確定していません。

また、新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口(町、県、厚生労働省、ワクチンメーカー)がそれぞれの役割に応じて相談に対応しています。

南関町コロナワクチン相談センター ☎0570-666-802

相談内容:接種券(クーポン券)や接種予約について ※通話料は発信者負担となります。
対応時間:平日午前9時00分～午後5時00分(土・日・祝日を除く)

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761-770

相談内容:国民、医療機関からのコロナワクチン施策の在り方等に関するご意見・問い合わせについて
対応時間:午前9時00分～午後9時00分

熊本県新型コロナウイルスワクチン専門的相談窓口 ☎096-285-5622

相談内容:熊本県におけるワクチン接種に関する専門的な相談・問い合わせについて
対応時間:午前8時30分～午後5時30分(土・日・祝日含む)

問 保健センター ☎53-3298

毎年4月2日～8日は 発達障害啓発週間です

毎年4月2日は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。日本では4月2日～8日を「発達障害啓発週間」と定め、各地でさまざまな啓発活動を行っています。

自閉症スペクトラム(ASD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)は、生まれつきの脳機能障害で、認知の仕方や学び方に違いがありますが、周囲の理解や、特性に配慮した支援・環境の工夫で持っている力を十分に伸ばしていくことができます。障がいについて正しく知っていただくことが支援の第一歩です。障がいの有無に関わらず、違いを認め合い、支え合える社会になることを願っています。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

風しん抗体検査・ 予防接種のお知らせ

★**2022年(令和4年)3月末まで、**
クーポンの有効期限が延長になりました。

下記の対象者には無料クーポンを郵送しています。

■**昭和47年4月2日～54年4月1日生まれの男性**
⇒**令和元年7月末に郵送**

■**昭和37年4月2日～47年4月1日生まれの男性**
⇒**令和2年5月末に郵送**

クーポンを紛失した人は、**再交付申請書**を提出していただければ再発行をいたしますので、保健センターまで印鑑をお持ちのうえ、来所ください。

問 保健センター ☎53-3298